

## 香川県立保健医療大学大学院長期履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条ただし書及び香川県立保健医療大学規則（平成15年香川県規則第105号）（以下「大学規則」という。）第11条ただし書の規定に基づき、標準修業年限を超えた一定期間にわたる計画的な履修（以下「長期履修」という。）及び長期履修の修業年限に変更があった場合の授業料に関して必要な事項を定める。

(申請手続)

第2条 長期履修を希望する者は、博士前期課程にあつては1年次の年度の2月末日までに、博士後期課程にあつては1年次又は2年次の年度の2月末日までに、学長に対し、長期履修許可申請書（第1号様式）及び学長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(長期履修の許可)

第3条 学長は、前条の規定による長期履修許可申請書の提出があつたときは、研究科委員会の議を経て、長期履修を許可することができる。

2 前項で許可する長期履修の期間は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を上限とする。

(長期履修期間の短縮)

第4条 前条第1項により許可を受けた長期履修期間の短縮を希望する者は、短縮を希望する年度の前年度の2月末日までに、学長に対し、長期履修期間短縮許可申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定による長期履修期間短縮許可申請書の提出があつたときは、研究科委員会の議を経て、長期履修期間の短縮を許可することができる。

3 前項で許可する長期履修期間の短縮は、修士課程、博士前期課程及び博士後期課程において各1回限りとし、その短縮期間は1年間とする。

(授業料)

第5条 前条第2項により長期履修期間の短縮を許可された場合の授業料は、1年度当たり、標準修業年限の年数に授業料の額を乗じて得た額から、当該長期履修期間の短縮を許可された者が既に納付した授業料の額を控除して得た額を、残りの修業年限の年数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の授業料は、大学規則第12条の規定に基づき納付するものとする。

(委任)

第6条 大学院学則、大学規則及びこの規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に修士課程に在学する者が引き続き当該課程に在学する場合における当該者についての長期履修期間の上限については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

## 長期履修許可申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科  
課程 学専攻  
学 年  
学籍番号  
氏 名

香川県立保健医療大学大学院長期履修規程第2条の規定により、次のとおり長期履修の許可を申請します。

入 学 年 月 日	年 月 日
修了希望予定年月	年 月
長期履修が必要 である理由	

研究指導教員	
--------	--

第2号様式（第4条関係）

## 長期履修期間短縮許可申請書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科  
課程 学専攻  
学 年  
学籍番号  
氏 名

香川県立保健医療大学大学院長期履修規程第4条第1項の規定により、次のとおり長期履修期間の短縮の許可を申請します。

入 学 年 月 日	年 月 日
現在の修了予定年月	年 月
短縮後修了予定年月	年 月
長期履修期間の 短縮を行う理由	

研究指導教員	
--------	--